



敷地内禁煙 でも喫煙所！

__西日本防災システム

2018 07 31

全庁舎敷地内禁煙の神戸市役所で、
出先機関の水道局中部センターに**喫煙部屋！**

NBS 119

神戸市水道局中部センターの敷地内にある平屋の建物。職員が頻繁に出入りしていたようです。部屋の入り口は、シャッターが半分ほど下ろされ、中には灰皿があり、出てきた職員らによりますと、中で、たばこを吸っていたということです。

庁舎の入り口には**敷地内禁煙**と貼り出されています。**敷地内禁煙なのに、なぜ喫煙所が！**所長は「職員は24時間体制で勤務しておりますので、**便宜上**、中に喫煙場所ということで設けている。ですから、市民の方には敷地内での喫煙について、管理上の問題があるため遠慮していただきたい」との発言。

しかし、神戸市では、受動喫煙の防止などを目的に7年前から本庁・出先を問わず、すべての庁舎内での喫煙を禁止しています。

禁煙の取り組みを管轄する市の保健福祉局は「庁舎内全面禁煙の市の方針に反するため、水道局に改善するよう伝えた」としています。

この喫煙部屋は撤去されることとなります。**問題は！撤去されればどこで吸う？**



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 